

## 論 説

ルカーチとパシュカーニス：  
物象化世界における哲学と法学

澁谷 謙次郎

- 一 ルカーチと物象化
- 二 パシュカーニスと商品交換理論
- 三 物象の人格化と法的主体
- 四 物象化の諸問題と日本の法学者
- 五 「法の死滅」をめぐって
- 六 まとめにかえて：物象化と法

## 一 ルカーチと物象化

ジェルジ・ルカーチの『歴史と階級意識』は、1919年のハンガリー革命の挫折の後の思索を経て1923年にベルリンで公刊された<sup>(1)</sup>。本書の中心部分を占める「物象化とプロレタリアートの意識」は、マルクスの『資本論』を〈哲学化〉したともいわれ、いわゆる「西欧マルクス主義」に大きな影響を及ぼした<sup>(2)</sup>。

ルカーチによれば、マルクスの分析においては、商品の問題が、単に個別科学としての経済学の中心的な問題としてあらわれているのではなく、資本主義社会の生活現象すべてにわたる中心的かつ構造的な問題としてあらわれる。そこから、ルカーチは「商品関係の構造のなかに、ブルジョア社会でのあらゆる対象性の形態と、これに対応する主体性の形態との原型

を見つけたることができる」というモチーフを得る。<sup>(3)</sup>

その際、中心的な役割を果たす概念が「物象化」「物化」(Verdinglichung, Versachlichung, овеществление, reification)である。そもそもマルクス『資本論』の第1章4節の「商品のフェティッシュな性格とその秘密」において、商品形態を通じて人と人との関係が価値や資本といった属性を伴う物と物との関係という幻影的な形態をとる、すなわち「物象的諸関係」(物的諸関係)という視点<sup>(4)</sup>が、登場する。そうした視点<sup>(4)</sup>が、ルカーチによって資本主義社会を総体的に把握するうえでの根本的概念にまで高められた。

廣松渉は、「物象化」が哲学者や社会学者の間で割合とポピュラーに用いられるようになった機縁はルカーチによる術語的頻用にあると指摘しつつ、広義の物象化・物化の意味について——通俗的な意味で使われる場合も含めて——まず次のように分類する。すなわち(1)人間が奴隷のように売買されるとか機械の付属品のように扱われるといった意味での人間そのものの「物」化、(2)例えば群衆化された人間の動きが個々の成員の意思では左右できなくなっているような、本来人間の行動であるところのものが個々の自分ではコントロールできないという意味での人間行動の「物」化、(3)商品価値など、元来人間に内在していた精神的・肉体的な力能が外化され凝結するという意味での人間の力能の「物」化。これらは、いずれも「主体的なもの」の「物的なもの」への転化として把握され、マルクス自身も初期にはそのような意味で物化・外化・対象化を語っているケースがみられるという(いわゆる疎外論として知られる)。しかし、後期マルクスの「物象化」は、主体的なものが物的な客体へと転成するといった「主体-客体」図式に立脚した発想ではなく、人間と人間との間主体的な関係が、「物の性質」であるかのように錯認されたり(例えば貨幣のもつ購買力という「性質」、人間と人間との間主体的な社会的関係が「物と物との関係」であるかのように倒錯視されたりする現象(例えば商品の価値関係や「需要」と「供給」との関係で物価が決まるというような現象)を

指すという。<sup>(5)</sup>

このように、廣松はマルクスの思想を語る際に疎外論と物象化論とを段階的に区別するが、「主体的なものの物的なものへの転化」といった疎外論的な構図も、間主体的な連関の屈折した投影でもあり、その意味では疎外論的な構図も物象化論的な構図も相互に無関係ではないという見方をとる。<sup>(6)</sup>

ルカーチ自身は、「物象化とプロレタリアートの意識」において、「商品構造の本質は、人間と人間との関わりあい、関係が物象性という性格をもち、こうしてまた『幻影的な対象性』をもつようになり、そしてこの対象性が、その厳密な、見かけ上は完結した、合理的な独自の法則のなかに、みずからの根源的本質である人間関係のすべての痕跡を蔽い隠している」という視点から出発している。<sup>(7)</sup> その点では、ルカーチは廣松のいう（後期マルクスの）「物象化論」に立脚している。しかし他方でルカーチは、「人間独自の活動、人間独自の労働が、なにか客体的なもの、人間から独立しているもの、人間には疎遠な固有の法則性によって人間を支配するもの、として人間に対立させられる」といった「主体-客体」図式の疎外論的な構図をも包含しており、広義の物象化論の射程を有しているとも言える。<sup>(8)</sup>

また、ルカーチは、「物象化された意識」（verdinglichte Bewußtsein）という視点を多用する。これは物象化された社会関係に人間の意識が従属している状況を指すとみてよいだろう。それは容易に脱却可能な意識ということでもなく、また「意識調査」というような場合の社会学的、心理学的な「意識」のようなものとも言えない（ルカーチ自身の思想遍歴からいって、「意識」とはヘーゲルの精神現象学でいう「意識」に由来しているだろう）。ルカーチが「近代の批判哲学は、物象化された意識構造から成立した」と述べているように、<sup>(9)</sup> 物象化された社会関係・社会構造と物象化された意識構造とは表裏一体をなし、その場合の「意識」ないし「意識構造」は、近代の商品交換社会すなわち資本制社会を作動させる意味世界、世界観を意味するであろうし、それを単に虚偽意識、虚妄と言って済まされる問題で

<sup>(10)</sup>  
もない。

ルカーチは、そのような「物象化された意識構造」の下での「ブルジョア的思考の二律背反」という問題を立てている。それは一方では、例えば世界が神によって創造されたというように外界が認識主体から独立して成立する何かとして受けとられるのではなく、世界はむしろ認識主体自身の産物として把握され、対象がわれわれによって認識され得ると考える。他方では、人間は、みずから作り出した（自分で産出した）現実の中に一種の「第二の自然」を作り上げ、それは厳しい法則性をもって人間に対立する（例えば商品交換は事物の運動という形態を帯び、人々はその動きを制御するのではなく、逆にそれによって支配される）。さらにいうと、社会的環境は人間によって産出されると同時に、人間は社会的環境の産物であるともされる。このように「ブルジョア的思考の二律背反」は、様々な主体と客体、認識と実践といった二項対立構図に<sup>(11)</sup>変奏されていく。

そして、商品構造に規定された「物象化された意識構造」や「ブルジョア的思考の二律背反」を乗り越える可能性が、社会の本質のいわば理想化された認識主体にまで高められたプロレタリアートに見出され、存在と思惟、認識と実践の統一が<sup>(12)</sup>目指されていくのである。

このような、物象化世界におけるいわば「精神現象学」としての『歴史と階級意識』、とりわけ「物象化とプロレタリアートの意識」は、そのスケールの大きさもさることながら、後にモスクワ・コミンテルンから批判を浴び、ルカーチ自身もその「メシア的」側面を自己批判し、「心情倫理」から「責任倫理」的方向にシフトしていったと<sup>(13)</sup>されている。さしあたりここでは、以上の通り、物象化の意味合いについてふまえたうえで、次に物象化と法的範疇との関係について、同時代のパシュカーニスの著作を手掛かりに考えてみたい。

## 二 パシュカーニスと商品交換理論

『歴史と階級意識』の公刊の翌年、ソビエトでは、法学者エフゲニー・ブロンスラヴォヴィッチ・パシュカーニスによる『法の一般理論とマルクス主義』（初版、1924年）が出版された。<sup>(14)</sup>パシュカーニスは『資本論』をいわば〈法学化〉する。パシュカーニス自身はルカーチのような意味で「物象化」を主題にしているわけではないが——パシュカーニスはかつてドイツで学んだとはいえ、ルカーチを読んだ証拠は本書では直接見当たらない——『法の一般理論とマルクス主義』の、とりわけ第4章「商品と主体」は、物象化論の視点からの法と権利主体の発生論として読むこともできる。

パシュカーニスによれば、資本制社会は何よりも商品所有者の社会であり、それは、生産過程における人々の社会関係が、労働生産物の中の物象的形態をとり、相互に価値として関係しあうことを意味する。ここでいう価値とは、個々の商品の具体的な有用性が異なっている一方で、それらが一定の比率で交換されることであり、価値という本性は、人々の意思に関係なく人々の背後で作用する独特な法則をとるため、物自体にそなわるものとしてあらわれる。<sup>(15)</sup>このようにパシュカーニスは、商品交換社会における物象的諸関係について語っているが、交換過程における価値の実現について、次のように言う。

したがって、生産過程における人々の社会関係は、労働生産物において物象化され、自然発生的な法則性をとっているが、そうした社会関係の実現のためには、生産物の処分者としての、<sup>(16)</sup>「その意思を物にやどしている」主体としての人々の特殊な関係を必要とする。

「意思を物にやどしている」主体としての人々の特殊な関係とは、意思関係としての契約関係でもある。<sup>(17)</sup>労働生産物が商品の本性を獲得し、価値の担い手となると同時に、価値関係の実現のために、人間は法的主体の本

性を獲得していき、権利の担い手になるというのがパシュカーニスのいわゆる「法の商品交換理論」<sup>(18)</sup>である。ソビエト本国では、パシュカーニスの商品交換理論は後に集中砲火を浴びることとなる（本稿では、このことについては触れない<sup>(19)</sup>）。

パシュカーニスは、彼自身が言うところの「法的形態」の分析にあたって、（ケルゼンのように）規範一般ではなく、主体の概念を分析の基礎におくべきであると主張する。いわゆる搾取関係についても、奴隷制や封建制の下でのそれが特殊法律的な形態をとる必要がなかったのに比して、賃労働者は自己の労働力の自由な売手として市場にあらわれ、契約という法的形態<sup>(20)</sup>に媒介されるわけだから、主体のカテゴリーが決定的な意義をもつ。とはいえ、すでに先行の法理論が主体の概念を発展させていた。「法の基本的な概念は自由である。……自由の抽象的な概念は、自分をなんらかの関係において定立する可能性である。……人間は権利の主体であるから、人間には自己決定能力が備わり、意思を有する」（プフタ）。「人格は一般に権利能力を含んでおり、抽象的な、したがって形式的な権利の概念とその抽象的な基礎を形成する。……自由な精神から直接に区別されるものは、自由な精神にとって、そしてそれ自身として外的なもの一般、すなわち物、自由をもたないもの、人でないもの、権利もたないものである」<sup>(21)</sup>（ヘーゲル）。

これらの先人による議論と比べて、パシュカーニスの場合、自由や人格の理念一般から法・権利の主体の演繹を行うのではなく、労働生産物が商品として交換されるという一定の歴史的段階における社会関係からそれを行う。商品交換の発達が、個々の商品保持者達を私的所有権者、抽象的な権利の担い手たらしめていくからである。

このように、パシュカーニスは権利主体というカテゴリーを市場における交換行為から抽象し、人間は、この交換行為を通じて、形式的自由を実現すると考える。そこでの権利の主体は、取得と譲渡の行為において商品<sup>(22)</sup>を処分する商品所有者に、客体は商品に対応している。市場社会は、一方

では価格や利潤などの経済関係にみられる物象的な関係と、他方では人間が自己を物に対立させることによって主体として規定される関係すなわち法律的关系とに分解し、商品価値と、権利主体としての人間の能力という二つの形態が現れるという。

価値という神秘的な本性とならんで、これにおとらず謎めいたもの、<sup>(23)</sup>すなわち権利があらわれる。

権利の「謎」についてパシュカーニスは、あまり多くを語っていない。もとよりマルクスが、生産物が使用価値であるかぎりには、そこに何ら神秘的なところはないが、それが商品形態をとるやいなや神秘性を帯びるとして、商品のフェティシズム論を展開していた。<sup>(24)</sup>商品の神秘的性格の由来は、商品という「形態」そのものにある、というのがマルクスの解答であり、それは、人間労働が、労働生産物の価値対象性という物象的形態をとり、そうした価値が物の自然属性という形をとることである（物は、価値という、いわばオーラを放っている意味で「神秘的」であるが、実際、「商品」や「価値」は、労働生産物の物理的性質とは何の関係もない）。権利という範疇が価値におとらず謎めいているとしたら、それは、（身分や特権ではなく）権利一般がいかにして発生するのかという問いに関わってくるだろう。

「権利」が法律学の最も基本的範疇であることは疑いない。パシュカーニスの『法の一般理論とマルクス主義』の当初の副題は「基本的法律学概念の批判の試み」<sup>(25)</sup>であった。そもそもマルクスが「経済学批判」というモチーフのもとで批判対象としたのが、商品や価値、資本、賃金といった種々の基本概念であり、それらは特定の歴史段階における関係概念であり、なおかつ人々の社会関係が物の属性という形をとった物象的形態である。同様に、平等な人格を担い手とする「権利」(subjektives Recht, субъективное право) もまた特定の歴史段階における関係概念であり、パシ

ユカーニスは、それを外的権威による規範とは異なった、商品交換の主体を前提とした私的自治に基礎付けようとした。法律学においては権利の定義は様々であるが、それらの各種定義が必ずしも権利の発生根拠を明らかにするものではない。そこで、物象化されたドグマからいったん離れて、権利の発生の社会的基盤に向かうことが、とりもなおさず「基本的法律概念の批判の試み」であった。

### 三 物象の人格化と法的主体

ところでマルクス自身は、価値や資本など、社会関係の物象化の諸問題について論じる一方で、「物象の人格化」(物の人格化)という側面についても触れている。<sup>(26)</sup>これについては、パシュカーニスと同時代人であったソビエトの経済学者イサーク・イリイチ・ルービンが『マルクス価値論概説』の中で比較的詳細に分析している。

ルービンによれば、マルクスのいう人と人との間の生産関係の物象化とは、例えば資本家と労働者との関係を媒介する物象に「資本」という一定の社会的形態ないし社会的属性を付与する過程を意味する。他方、物象の主体化ないし人格化とは、ルカーチのいう物象化された意識構造と関連してくると思われるが、一定の社会的形態をそなえた物象、たとえば資本を所持していることが、その所持者に対して、資本家としてふるまい他の人々と一定の生産関係に入る可能性を意味する。因果関係の視点からいうと、双方の視点は互いに矛盾しているが——物象は一方では人間間の生産関係の結果とみなされ、他方ではその生産関係が一定の社会的属性を備えた物象の結果とみなされる——マルクスは、このふたつの過程を不断の循環的構造の中で再生産される過程として考察しているのだという。<sup>(27)</sup>

いったん物象がその背後に固定された一定の社会的形態のかたちで登場すると、今度は逆に物象のほうが人間に作用を及ぼし始め、彼らの動機を規定し彼らが相互に具体的な生産関係を確立するのを促す。物象が「資本」と



いう社会的形態を得ると、その所有者を「資本家」にし、彼と他の社会成員との間に確立されることになる具体的な生産関係をあらかじめ規定する。あまたかも物象の社会的性格がその所有者の社会的性格を規定するかのような「物象の人格化」が生じる。<sup>(28)</sup>

ここでルービンは、「資本」や「資本家」というカテゴリーを用いているにせよ、それは価値としての「商品」や商品交換者としての「人」という、より一般的な規定にもあてはまるだろう。他方、バシュカーニスは「どのような原因のために、人間が動物学的な意味での人間から法律的主体にかわるのか」という問いを発しており、その場合の法律的主体＝「ホモ・ジュリディクス」の発生の背景には、「物象の人格化」が介在しているというべきだろう。

かくして、バシュカーニスによれば、法はブルジョア的關係が完全に発展したときに、はじめて抽象的性格を獲得し、すべての人間は人間一般となり、あらゆる労働は社会的に有用な労働一般に還元され、あらゆる主体は抽象的な法的主体となる。そして、規範は抽象的、一般的な法律という論理的に完成された形態をとるようになる。<sup>(30)</sup>

このように考えてみると、「商品關係の構造のなかに、ブルジョア社会でのあらゆる対象性の形態と、これに対応する主体性の形態との原型を見つけだすことができる」というルカーチの物象化論のモチーフについて、それを法学的側面から端緒を開いたのは、バシュカーニスであったと言える。先述した通り、バシュカーニスは、権利の主体は、取得と譲渡の行為において商品を処分する商品所有者であり、客体は商品である、という言い方をしているが、ルカーチのいう対象性の形態とは、法律概念に即していうと、例えば民法上の「物」の概念にも相当する。それが「無体物」にも拡張されていくのは、典型的な物象化の過程でもあり、そうした過程が商品關係の構造に規定されていることは言うまでもない。他方で、民法上の「人」という主体性の形態もまた物象の人格化の効果でもあり、そこからさらに「法人」という概念も派生する。

実はルカーチ自身がすでに「物象化とプロレタリアートの意識」の中で当時の法学の状況に対する不満を語っていた（新カント派の法学者達が念頭にあったと思われる）。すなわち、限りなく形式化、非歴史化された法律学において、法の成立の現実的基盤などの問題は法律学から放逐されているという状況<sup>(31)</sup>についてである。そのようにして、経済学にしても法学にしても「物象化された意識構造」の下で専門化され、個別化されていく諸科学に対するルカーチの批判意識は、マルクスの商品形態の分析のみならずウェーバーの合理化過程の分析にも由来している。

ところが、ルカーチ自身は、様々な近代法的な範疇に対する、物象化論の見地からの分析にはあまり踏み込んでいない<sup>(32)</sup>。物象化論の視点からの法の形態分析は、実質的にはパシュカーニスによって切り開かれたといったよいだろう。

#### 四 物象化の諸問題と日本の法学者

ルカーチによる「物象化」の諸問題、そしてパシュカーニスによる法の一般理論といった問題系列の延長上で何らかの問題意識を発展させていった法学者はいただろうか。それは、西欧法を移植するとともに商品関係が社会を急激に変転させていた後発的近代国家日本における法学者の間で顕著にみられた。以下では、加古祐二郎と川島武宣にふれる。

パシュカーニスの著書のドイツ語版が出てからほどなくして、理論法学者の加古祐二郎が「社会定型としての法的主体に就いて」（1933年）という論考の中で、「法的世界における最も根本的な範疇である人格者概念」が「如何に歴史的定型的に現はれ、今日では夫れが『人格の物化性』なる現代社会特有の本質的性格に於いていかに法的主体に転化したか、又いか<sup>(33)</sup>風に将来すべきかを眺めるであろう」と問題意識を表明している。加古はルカーチの物象化概念とともにパシュカーニスの問題提起に強い影響を受けることとなったのである<sup>(34)</sup>。

加古によれば、労働生産物が交換によって商品となることを通じて、労働生産物がそれを生産する主体の意思から独立して価値を獲得し（商品の第一の物化性）、かかる交換における価値実現は商品所有者の意思の行為として現れ（商品の第二の人格化性）、この場合の人格が、物化に基づく抽象者たる性格を担うことの必然性によって、初めて抽象的法的主体に転化する、<sup>(35)</sup>という。「商品の第二の人格化性」とは、先に触れたマルクスやルービンのいう物象の人格化に相当しており、ルカーチのいう商品構造の中での主体性の形態の問題でもあろう。なおかつ、それはパシュカーニスの権利主体発生論を媒介するものであった。

後に加古はパシュカーニスの法理論に批判的になり、関心は、いわゆる後期資本主義段階における「社会法」に推移していくが、<sup>(36)</sup>それでも「法的主体性」に対する批判的分析というスタンスは続いている。その点では、加古は、パシュカーニスの問題意識を引き継いでおり、「法的主体性より見たる社会法」という論考では、「現代の社会法形態はその主体（人格）の見地からしては尚ほ市民法的形式的抽象化された人格主体の原型を止揚しうる所の具体的人格主体能はない」とし、「かかる市民法的抽象的主体を原理的には一般的前提とする限りにおいて、その抽象的疎外性の反省的自覚的契機を媒介としてのみ考察され能ふやうな主体の社会的矛盾的性格において始めて十分に成り立ちうるものと言はねばならないのである」と主張する。<sup>(37)</sup>「抽象的疎外性の反省的自覚的契機」というのは、ルカーチのいう物象化された社会関係と意識構造の超克過程という文脈で理解することも可能であろう。

このようにして、加古は、パシュカーニスが問題提起した近代的法形態および法主体性の歴史性と物象的性格をふまえたうえで、その批判を、「社会法」の段階をも念頭に置いたうえで、展開しようとしたのであるが、惜しくも若くして世を去ることとなった。

次に、川島武宣『所有権法の理論』（1949年）においては、「意識に媒介された（しばしば抽象的な）現象型態のかげに、法や権利の現実的な具体

的な本質がかくれてしまう」ことが「法律の物神性」とされる。<sup>(38)</sup>ここでいう物神性とはフェティシズム（呪物性と訳されることもある）のことであるが、先にも触れたマルクスの商品フェティシズムの分析が念頭にあることは明らかである。川島の趣旨をさらに敷衍するというならば、物に対する人の包括的な支配権という意味での所有権、なおかつ債権などと対立させられる意味での人と物との関係としての所有権は、ある歴史段階における生産、交換関係の物象的な概念でもある。現に川島自身も、所有権を人と物との関係として考えることは、所有権の観念形態に由来するところの、あるいは近代的所有権の特殊歴史的な構造に由来する錯覚であるとも言っている。<sup>(39)</sup>むろん法律家は、そのような「錯覚」を概念化し、それに依拠する必要がある。

もとよりパシュカーニスが、物に対する人の関係自体は、なんら法律的な意義を持っておらず、ただ法律家は私的所有の制度を形式的に、所有者以外の者が物を利用・処分することを排除する普遍的な禁止として概念構成し、それは解釈法学の実践的目的には役に立つかもしれないが、理論的分析にとって役に立たないと述べていた。つまり、そのような抽象的な禁止のなかで、所有の概念は生きた意味を失い、自らの歴史も否定されてしまうからだ<sup>(40)</sup>という。

物象化とは、前史の消失と忘却でもあり、そういう意味では川島も「法や権利の現実的な具体的な本質」に注目することによって、パシュカーニスと（あるいは前述の加古祐二郎らと）問題意識を同じくしている。だが、理論構成として、パシュカーニスは商品生産物の流通によって価値と所有権がうみだされると考え、他方、川島は所有権の根本的契機をむしろ生産における分業関係に見出し、商品流通がないところでも一定の所有の形態が、それに応じた法的主体性を作り出しているとし、パシュカーニスの「商品交換・流通中心主義」<sup>(41)</sup>を批判している。つまり、川島は法的主体性や所有という鑄型を、歴史を超えて見出そうとする。<sup>(42)</sup>こうした見地に対して、パシュカーニスであれば「法の形態を、その全盛を保障する歴史的条

件から切り離し、それがたえず更新されうるものであることを述べ、これによって実際には法の形態の不滅を宣言している」とみなすかもしれない<sup>(43)</sup>。パシュカーニスは、近代以前には法的範疇が全く存在していないなどと強弁しているわけではないが、仮に人の外界に対する支配を「所有」という切り口からみるにしても、それが純粋に法的形態をとるのは、やはり商品交換に対応した人格の自由・平等にもとづく私的所有権においてであろう（川島自身がそのことを私的所有権の観念性として論じていた）<sup>(44)</sup>。

ところで、川島武宣といえば、一般的には『日本人の法意識』（1967年）で有名である。そこで論じられている私的所有権の意識についてのモチーフは、すでに『所有権法の理論』に含まれており、一節がさか<sup>(45)</sup>れている。一般向けに（非専門家向けに）書かれた『日本人の法意識』とは若干異な<sup>(46)</sup>って、『所有権法の理論』における法意識論では、近代的所有権の意識は、それ自身のうちに内在的矛盾を含んでいるとされ、商品所有権の「自由」とその意識とは、商品交換関係において形式的に存在するに過ぎず、近代的所有権の自由は、現実的には支配と強制として現れるという。「所有権の商品交換の一般的基礎の上に自由な主体性を自覚したところの近代的賃労働者にとっては、右のような近代的所有権に固有な・人格の『自由』にとっての支配と強制とを、そのようなものとして、矛盾として、自覚する必然性をもっている。」

これはルカーチが「物象化とプロレタリアートの意識」の中で「労働者は、自分自身を商品として意識するときのみ、自分の社会的存在を意識することができる」とし、なおかつ「この認識は、その認識の客体の対象的な構造的な変化をもたらすものなのである」と述べている部分に相同している<sup>(47)</sup>。ルカーチにおいては、そうした自己意識の展開に「物象化された意識」の克服の活路が見出されていたのである。他方、「近代化」論者として知られている川島は、ルカーチのような意味での壮大な歴史的展望を語っているわけではないが、少なくとも、近代化に伴う「自由な主体性」の自覚は同時に、人格・自由にとっての支配と強制であるという二律背反

を明るみに出していた。

## 五 「法の死滅」をめぐる

ルカーチにとっての物象的諸関係および物象化された意識構造の克服の活路は、パシュカーニスにおいては「法の死滅」という展望に見出されて<sup>(48)</sup>いる。

パシュカーニスによる法の一般理論においては、法の形態の全盛を保障する歴史的條件が資本制社会であり、そのような歴史的條件の存立根拠の消滅とともに——未来の共産主義の下での——「法の死滅」が演繹される。これは控えめにみても極端な立場であることから、誤解にさらされやすい見地であり、ナイーブで悪名高きものともされてきた。この場合、「法」を何らかの社会秩序や規範一般にまで拡張させてとらえてしまうと「法の死滅」は現実にはあり得ない純粋なユートピアとみなされるか、さもなければ1930年代後半に凄惨をきわめたスターリンの大テロルの下での社会主義的合法性からの逸脱＝事実上の「法の死滅」というディストピアと二重写しにされた。

パシュカーニスのいう「法の死滅」のテーゼについては、結局、彼自身が「法」をどの次元でとらえているかということと切り離して論じることはできない。パシュカーニスが避けているのは、法を国家的・組織的あるいは権威的な強制や命令といったメルクマールで説明することである。仮にそこに「支配階級の利益を強固にするための」といった条件を設定したとしても、パシュカーニスは、以上のような見地を、マルクス主義が克服すべきものとみなしていた。<sup>(49)</sup>

資本制社会は何よりも価値法則が貫徹する社会であり、「貨幣が存在し、したがって私的な個別的労働が一般的な等価形態として社会的労働となる社会では、主体的なものと客体的なもの、私的なものと公的なものという対立物をともなった法律の形態のための条件が存在する。」<sup>(50)</sup>マルクスは、

近代の公私二元論を政治的国家と市民社会との分離に関連付けており、パシュカーニスにとって、法とは、まず何よりも市民社会の平面において、自己の利益を主張し得る利己的な主体を背景とした私的自治の基本形態であり、物象化された社会関係の下での主体と客体との図式に依拠している。これらのことは、パシュカーニスの「法の商品交換理論」がしばしば私法中心主義的といわれていたゆえんである。そしてパシュカーニス自身が、経済における価値関係の除去と「法律的上部構造における私法的契機<sup>(51)</sup>の死滅」とを、「法の死滅」の第一段階的局面として位置付けており、さらには「法律的上部構造そのものの漸次的な風化」を次なる段階と位置付けている<sup>(51)</sup>。

また、物象化された社会関係や意識構造の問題は、様々な範疇に及び（経済、法のみならず倫理や文化などの領域）、パシュカーニスは経済的な意味での利己的な主体、法的な意味での権利の主体、また倫理的な意味での道徳的な人格は、商品生産者社会において人間が顔につけてあらわれる三つの基本的な仮面であるという<sup>(52)</sup>。そして「法の死滅」の前提としての、パシュカーニスがいうところの法的物神性の克服は、商品物神性や倫理的物神性の克服が伴うときに、はじめて可能とされている<sup>(53)</sup>。

パシュカーニスがこのような議論をしていたのは、1920年代のソ連のネップ（新経済政策）の下で商品交換原理と計画原理とが混在しており、前者の漸次死滅と後者の優位に社会主義の前進が見出されていたからであろう。他方、日本の往年の法学者にとっては、「近代化」が切実な課題であり、「法の死滅」のような問題は少なくとも実践的な問題としては立ち現れない。いずれにしても、パシュカーニスのように、商品交換原理に即した法的形態の歴史性を論証しようとし、法の最たる発展を「ブルジョア法」に見出している以上、そこから「法の死滅」という歴史的展望が出てくるのは必然的でもある<sup>(54)</sup>。

しかし、「法の死滅」の問題は、もはや商品交換や価値関係、労働力商品などが妥当しない未来の展望としてのみならず、翻って日常的な次元に

においても法律的概念や法律的思考様式の特異性を思い起こさせてくれる。パシュカーニスは「自然経済の環境でくらしている者からみると、価値関係の経済学は、単純な自然の物をわざとゆがめたものにほかならない。法律的な思考様式は『平均人』の健全な常識からみると、やはり人為的な歪曲にほかならないのである」と述べ、さらに「平均人」にとっては経済的思考よりも法律的思考のほうがさらに縁遠く、法律のカテゴリーによる思考の担い手は特殊なカーストの代表者としての法律家、裁判官であるとい<sup>(55)</sup>う。こうした傾向は、ルカーチが問題にしていた物象化の局面としての合理化あるいは専門化の過程においてすでに顕著であっただろう。また、例えば、かつて日本社会では権利・義務意識や契約意識が根付いていないとされ（その結果として裁判が紛争解決手段としてあまり用いられないとされ）、逆に現代では多くの国で「法化社会」の弊害すら語られるようになる中では、法が人間社会にとって、ある種の疎外態でもあることが推認できる。そこから直ちに非法化や反法化という方向性が是認できるわけではないが、近代法および現代法の種々の形態や権利概念が、いかなる歴史的基盤から生じ、いかなる社会的必要性にもとづいて展開しているのか、原理論および段階論的視点から考察する必要性は失われていないだろう。伝統的な法理学や法哲学がそうした役割を果たしているとは必ずしも言えないが、パシュカーニスの法の一般理論は、「法の死滅」論が与えている急進的な、ともすると法ニヒリズム的な外見とは裏腹に、依然として、種々の法的概念に関する学理的反省の手がかりを与えている。

## 六 まとめにかえて：物象化と法

近年、物象化の問題を再定位しようとしたフランクフルト社会研究所所長のアクセル・ホネットによれば、物象化という概念は1920-30年代においてドイツ語圏の社会・文化批判をリードするテーマであった。失業と経済恐慌にあえぐワイマール共和国において「社会的諸関係は、ますます無



味乾燥で計算ずくの合目的性に支配されているような印象を呼び起こし、物に対して職人仕事に有する愛は、明らかに単なる道具的处理に席を譲り、主体の内的経験でさえ、打算的な従順さの冷酷な気配を感じさせていた<sup>(56)</sup>。そうした中でルカーチの著書が、当時の社会状況を物象化の結果として分析するように、哲学者や社会学者を駆り立てた。ところが、第二次大戦後、ホロコーストのもたらした文明の崩壊が、物象化や商業化といった大仰な社会診断へとむかう思弁的傾向を麻痺させ、社会理論家や哲学者はこぞって民主主義や司法の欠損についての分析に満足するようになった<sup>(57)</sup>という。

ならば現代において物象化について議論することは、「大仰な社会診断へとむかう思弁的傾向」に過ぎず、もはや時代遅れであろうか。

程度の問題でいえば、1920-30年代と比べても、社会関係の市場化、商品化に伴う物象化は、ここ数十年ほどの間、未曾有の規模で進んできた。このことについて多言を費やすのは本稿の目的ではないが、物象化論とともに廃れたかに見える疎外論の図式にまで立ち戻ってみると、例えばルカーチは、商品関係が、単に欲求充足のすべての対象を商品化するのみならず、人間の意識全体に対象性の構造を押し付け、人間の特性と能力とは、もはや人格の有機的な統一と結びつかなくなり、人間が外界のさまざまな<sup>(58)</sup>対象と同様に「所有し」「譲渡する」ような「物」となると言っている。

法律学でいう譲渡や処分 (alienation) は、哲学でいう疎外もしくは外化 (alienation) である。こうした含意の下での財産権のあり方を論じてきた現代の法哲学者のひとりにマーガレット・レイディンがいるが、レイディンによると主体と客体との分割は、あるものがいずれに属するのかという実践的問題を提起する。例えば人身売買は許されないのに労働力の売買 (賃労働) はなぜ許されるのか、「知的財産」はなぜ譲渡可能なのかといった問題である。ヘーゲルであれば、例えば賃労働は人格にとって外面的 (external) であり、それは人格全体を意味するのではないからだ (ゆえに譲渡=外化可能)、ということになるが、仮にそうだとすると、レイデ

インは、賃労働のような諸能力が人格にとって本質的に外面的であるとは示されておらず、そこではむしろ人格全体未満のものは譲渡可能という要請が先行しているのではないかという。また譲渡可能なものが客体 (external object) という性質を帯びるのであれば、例えば「知的財産」についても、ヘーゲルのいえば、表現手段や表現媒体が知的・精神的能力を外化 (externalize) し、ゆえにそれを譲渡可能なものにするということになる。こうした論拠も、「知的財産」が本質的に客体であることを意味しないという。レイディンいわく、ヘーゲルの議論は、市場についてのかなり苦しい弁護論なのではないか、と。<sup>(59)</sup>

ヘーゲルが市場についての苦しい弁護論をしているかどうかはともかくとしても、ヘーゲルの『法哲学』が、当時拡大しつつあった資本制社会の哲学的記述であることは間違いないだろう。「抽象的な権利・法」に登場する「人格」に対する「物」(Sache) について、ヘーゲルは、精神的な熟練や学問・芸術、発明等も、契約の対象となる「物」と同一視される場合があるが、はたしてそれらが「物」なのか、熟練、知識、能力などを「物」と呼ぶのは躊躇するであろうと語っている。しかし、それらに外面的な現存在を与え「譲渡」することによって「物」という規定のもとにおかれる、<sup>(60)</sup> としている。また、「物」は有用性と同時に量的なものとして他の「物」と比較され、人は「物」の所有者でありながら、その「価値」の所有者でもあるという。<sup>(61)</sup> ここでは、ヘーゲル自身が、文字通り物象化の過程に立ち会っているかのようであり、この問題は、後にマルクス『資本論』に引き継がれ、そしてルカーチやパシュカーニスがそれぞれの視点から、人と物、主体と客体の問題に挑むことになった。

レイディンのような、ヘーゲルやマルクスを援用しつつも、プラグマティズムに依拠する法哲学者は、結局、何が譲渡可能な客体としての財産 (Object-Property) で、何が譲渡されるべきでない自己にとっての専属としての財産 (Attribute-Property) なのかについての実践的な議論に進む。<sup>(62)</sup>

本稿の目的は、そのような実践的な課題に一石を投じるのではなく、

もっと基礎的なものであり、法と権利の思考様式の発達が、いかに市場経済や資本制社会の拡大と軌を一にしているかの手がかりを得ることであった。この点につき、ルカーチとパシュカーニスは、ほぼ同時期に、それぞれ商品構造と物象化の諸問題、物象的社会関係の下での法と権利の普遍化について重要な手がかりを残した。

法と権利が、例えば人権論や正義論の視点から、行き過ぎた商品化や市場化を食い止める規範的役割をも担っているという議論は今後も続くべきであるが、同時に、法と権利が、商品交換社会での私的所有者同士の商品交換の鋳型（パシュカーニスのいう法の形態）であることも否めない。こうした構図は、はたしてルカーチのいうブルジョア社会における「二律背反」なのであろうか。

- (1) Georg Lukács, *Geschichte und Klassenbewusstsein: Studien über marxistische Dialektik*. Berlin 1923. 邦訳は、城塚登・吉田光訳『ルカーチ著作集9 歴史と階級意識』（白水社、1968年）を参照した。『歴史と階級意識』の中心を占める「物象化とプロレタリアートの意識」の邦訳は、平井俊彦訳『歴史と階級意識』（未来社、1962年）にも所収されている。なお、ルカーチ自身、後に『歴史と階級意識』に対して自己批判的になるが、拙稿では、そうしたルカーチ思想の遍歴や、そこでの法の位置づけについての考察はなし得るところではない。ルカーチ思想における法の位置づけに関する業績としては、ハンガリーのチャバ・ヴァルガ教授の以下の業績が知られている。Csaba Varga, *The Place of Law in Lukács' World Concept*. Budapest 1985.
- (2) M. メルロ＝ポンティ（滝浦静雄・木田元・田島節夫・市川浩共訳）『弁証法の冒険』（みすず書房、1989年）41-79頁。またペリー・アンダーソン（中野実訳）『西欧マルクス主義』（新評論、1979年）もルカーチと「西欧マルクス主義」との関係を扱っている。
- (3) Lukács, a. a. O., S. 94. 城塚訳、161頁。
- (4) *MEGA*, Band II/10. Berlin 1991, SS 70-82. カール・マルクス（岡崎次郎訳）『資本論』第1巻第1分冊（大月書店、1968年）、96-112頁。
- (5) 廣松渉『物象化論の構図』（岩波書店、2001年）72-76頁。
- (6) 同上、78頁。
- (7) Lukács, a. a. O., S. 94. 城塚訳、162頁。
- (8) Lukács, a. a. O., SS.97-98. 城塚訳、166-167頁。なお、ルカーチ研究者でもある初見基によると、ルカーチのいう物象化が、①対象化、客観化一般としての表出・外化、②疎外論的な歴史把握、③（ウェーバーから着想された）「客観化＝合

理化」すなわち人格を介した関係であったものが「事柄=Sache」によってはかられること、④(マルクスの商品物神崇拜分析をふまえた)人間の労働が「物」の価値で測られる事態、という具合に分類されている。初見基『ルカーチー物象化』(講談社、1998年)、308-310頁。

- (9) Lukács, a. a. O., S. 122. 城塚訳、205頁。
- (10) 廣松によれば、「この物象化という事態は、錯認であるとはいっても、酔眼に映ずる幻像といった偶々生じる幻影ではなく、一定の条件下に置かれている人々にとってはおのずと起こってしまう現象であり、容易には払拭できません。それは譬えて言えば、人々の日常的意識には、大地は不動であるように見え、地球の周りを太陽が廻っているように見えるのと類比的です。」廣松渉編『資本論を物象化論を視軸にして読む』(岩波書店、1986年)「まえおき」より。
- (11) Lukács, a. a. O., SS.122-164. 城塚訳、205-271頁。
- (12) Lukács, a. a. O., SS.164-226. 城塚訳、272-366頁。
- (13) 前掲、初見『ルカーチ』313-317頁。
- (14) 本稿で参照した原典は以下の1927年に出版された第三版である。E. B. Пашуканис, *Общая теория права и марксизм*. Издание третье, Москва 1927. 引用の際、参考にした邦訳は稲子恒夫『法の一般理論とマルクス主義』(日本評論社、1958年)。なお、稲子訳に先だって、戦前には以下の二種類の邦訳が出ている。山之内一郎訳『法の一般理論とマルキシズム』(改造社、1930年)、佐藤栄訳『マルクス主義と法理学』(共生閣、1932年)。ドイツ語訳は1929年に出ている。E. Paschukanis, *Allgemeine Rechtslehre und Marxismus*. Berlin 1929. 英訳は複数出版されている。E. Pashukanis, *The General Theory of law and Marxism*, Hugh Babb, John Hazard, *Soviet Legal Philosophy* (Harvard University Press, 1951), pp. 111-225; Evgeny B. Pashukanis (Translated by Brabara Eihorn), *Law and Marxism: A General Theory toward a Critique of the Fundamental Juridical Concepts* (Pluto Press, 1978); Piers Beirne, Robert Sharlet, Pashukanis; *Selected Writings on Marxism and Law* (Academic Press, 1980), pp. 37-131; Evgeny B. Pashukanis, *The General Theory of Law and Marxism* (With a new introduction by Dragan Milovanovic, Transaction Publishers, 2007). フランス語訳は1970年に出ている。Evgeny B. Pašukanis, *La théorie générale du droit et le marxisme* (Paris, 1970).
- パシュカーニスは1891年生まれ。略歴については、稲子訳所収の「解題」を参照。1937年に1月に「人民の敵」として逮捕され、同年9月、ソ連邦最高裁判所軍事部によって反革命テロリスト組織に参加した嫌疑により最高刑(死刑)が宣告され、執行される。1956年3月に名誉回復。1980年にはモスクワで『法の一般理論とマルクス主義』を含むパシュカーニスの選集が出版される。E. B. Пашуканис, *Избранные произведения по общей теории права и государства*. Москва 1980.
- (15) Пашуканис, С. 64. 稲子訳、116頁。
- (16) Пашуканис, С. 64-65. 稲子訳、117頁。

- (17) マルクス『資本論』第二章「交換過程」冒頭の以下の叙述を参照。互いに相手を私的所有者として認め合う関係の下で、「契約をその形態とするこの法的関係は、法的に発達していなくても、経済的關係がそこに繁榮している一つの意志関係である。この法的関係、または意志的關係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている。」（岡崎次郎訳、大月書店）
- (18) パシュカーニスの法理論を「法の商品交換理論」という視角のもとに博士論文を書いたのが米国の研究者ロバート・シャーレットである。Robert Sharlet, *Pashukanis and the commodity exchange theory of law, 1924-1930: a study in Soviet Marxist legal thought* (Indiana University, 1968).
- (19) パシュカーニスの法理論が辿った顛末については、藤田勇『ソビエト法理論史研究1917-1938：ロシア革命とマルクス主義法学方法論』（岩波書店、1968年）。
- (20) *Пашуканис*, С. 62-63. 稲子訳、113-114頁。
- (21) *Пашуканис*, С. 63. 稲子訳、114-115頁。
- (22) *Пашуканис*, С. 68. 稲子訳、121-122頁。
- (23) *Пашуканис*, С. 69. 稲子訳、122頁。
- (24) 前掲、注4を参照。
- (25) この副題は第一版（1924年）、第二版（1926年）では維持されているが、第三版（1927年）では無くなっている。
- (26) カール・マルクス（岡崎次郎訳）『資本論』第三卷第二分冊（大月書店、1968年）、1063頁。
- (27) イサーク・イリイチ・ルービン（竹永進訳）『マルクス価値論概説』（法政大学出版社、1993年）、20-21頁。
- (28) 同上、23頁。
- (29) *Пашуканис*, С. 63. 稲子訳、115頁。
- (30) *Пашуканис*, С. 71. 稲子訳、125-126頁。
- (31) Lukács, a. a. O., SS. 119-121. 城塚訳、198-201頁。
- (32) ルカーチは別途「合法性と非合法性」という短い論考を1920年に書いており（前掲『ルカーチ著作集9 歴史と階級意識』所収）、階級闘争における合法性と非合法性との弁証法的関係について考察しているが、近代法の特質にせまったものとは言えない。
- (33) 加古祐二郎（恒藤恭・沼田次郎編）『近代法の基礎構造』（日本評論社、1964年）、70頁。
- (34) この点については、藤田勇が、加古祐二郎の『資本論』の方法への関心という視点から、加古がルカーチ『歴史と階級意識』における物象化論をふまえていたことは確かであろうと指摘している。藤田勇「加古祐二郎の法哲学とパシュカーニス理論一両者の「交渉」の時代史的考察一」『法学志林』88巻3号、1991年、57-58頁。
- (35) 前掲、加古、102頁。

- (36) 加古は、パシュカーニスの法形態の分析が「商品形態の形態性に捉われるの余り、今日法的なるものの他の最も重要な機能である国家的強制又は政治的契機が背後に推しやられ、その結果、法的関係が平面的静体的にのみ見られうるかの如き点を認めうる」と批判的コメントを残している(同上、114頁)。さらに、加古自身が独占資本主義段階や統制経済における「社会法」の拡大に関心を抱く中で、パシュカーニスが「市民法」的原理のみに立脚して近代法の基礎を求めようとしている意味で不十分さを免れ得ないとする(同、154-155頁)。
- (37) 同上、304-305頁。
- (38) 川島武宣『所有権法の理論』(岩波書店、1949年)、7頁。
- (39) 同上、8頁。
- (40) *Пашуканис*, С. 78. 稲子訳、127頁。
- (41) 川島武宣『所有権法の理論』(岩波書店、1949年)、15頁。
- (42) 所有という形態について、川島の論点は、エンゲルスが『ドイツ・イデオロギー』において、「分業のさまざまな発展段階の数と同じだけ、所有のさまざまな形態がある」と述べ、部族所有、古代的な共同体所有、封建的ないし身分的な所有、近代的な私的所有といった諸形態に言及しているところを彷彿とする。マルクス・エンゲルス(廣松渉・小林昌人訳)『ドイツ・イデオロギー 新編輯版』(岩波書店、2002年)、130-131頁。
- (43) *Пашуканис*, С. 23. 稲子訳、59頁。
- (44) 柳春夫は「パシュカーニス法理論批判」(『法政研究』25巻2-4合併号、1958年)において、パシュカーニスと加古祐二郎とが、「商品成立を単に交換過程にのみ求め、商品の価値実現過程たる交換過程を価値形成過程たる生産過程から切り離して抽象的分析し、そしてそこから法関係発生を説明せんとしている」とし、その「形式主義的側面」を批判するとともに、「法主体性成立の経済的要因を流通のうちではなく、生産のうちに、換言すれば労働過程に求められねばならない」とする。その点では柳は川島を評価するが、他方で、柳は川島においては「法関係としての所有権と生産関係としての所有とが混同され、同一視されている」と批判する(530-533頁)。
- (45) 川島武宣『所有権法の理論』(岩波書店、1949年)、62-73頁。
- (46) 同上、71-72頁。
- (47) Lukács, a. a. O., SS.184-185. 城塚訳、303-304頁。
- (48) *Пашуканис*, С. 23-26, 85-88, 135. 稲子訳、59-63、137-140、200頁。
- (49) *Пашуканис*, С.19-20, 58-61. 稲子訳、54-55、103-105頁。
- (50) *Пашуканис*, С. 8. 稲子訳、40-41頁。
- (51) *Пашуканис*, С. 82. 稲子訳、140頁。
- (52) *Пашуканис*, С. 98. 稲子訳、161頁。
- (53) *Пашуканис*, С. 103. 稲子訳、167頁。
- (54) パシュカーニスの「法の死滅」論とりわけ共産主義の第一段階における法的形

態の残存の根拠付けや、バシュカーニスの「等価原理」の理解の仕方に対する批判としては、瀧島正好「バシュカーニスによる法死減論の基礎づけ—その批判」、『法哲学年報（1975年）』132-145頁。

- (55) *Пашуканис*, С. 20-21. 稲子訳、58頁。
- (56) アクセル・ホネット（辰巳伸知・宮本真也訳）『物象化：承認論からのアプローチ』（法政大学出版局、2011年）、9頁。
- (57) 同上、10頁。
- (58) Lukács, a. a. O., S.112. 城塚訳、187頁。
- (59) Margaret Jane Radin, *Contested Commodities* (Harvard University press, 1996), pp. 34-40.
- (60) G. W. F. Hegel, *Werke 7 : Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Frankfurt am Main 1970, SS. 104-105. ヘーゲル（三浦和男訳）『法権利の哲学』（未知谷、1991年）、180頁。
- (61) Hegel, a. a. O., SS. 135-136. 三浦訳、201頁。
- (62) Margaret Jane Radin, "The Rhetoric of Alienation," *Reinterpreting Property* (Chicago University Press, 1993), pp. 191-202.